最終更新日：2017年11月14日

株式会社ベネフィット・ワン
代表取締役社長 白石徳生
問合せ先：経営企画室 (TEL 03-6870-3802)
証券コード：2412
http://www.benefit-one.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、法令等の遵守を機軸にした企業運営の重要性を認識すると共に、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図り、引いては株主価値を高めることを、経営上の最重要課題の一つとして位置付けております。
その実現のために株主や取引先をはじめ、地域社会、社員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレートガバナンスを充実させていきたいと考えております。
また、株主・投資家に対しては、迅速かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】 いわゆる政策保有株式
当社は中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係の強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断できる場合において株式を保有いたします。また、これらの目的が達成できていることとビジネスメリットが得られていることについて毎年検証し、重要なものについては保有継続の可否を取締役会にて判断しております。
保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容が当社の保有方針に適合しているかどうかに加え、発行会社の発展と株主利益の向上、並びに当社の株主・投資家の利益に寄与するかを判断したうえで適切に議決権を行使しております。

【原則1-7】 関連当事者間の取引
経営企画室長が稟議決裁書類をチェックし、会社法上の利益相反取引とあわせて、取引先が主要株主である場合の取引に該当する重要な取引については、取締役会の協議に付して承認を得ております。
取締役会では、取引の必要性、少数株主の利益を害することのないような公平性の観点等から取引の適正性を判断しております。

【原則3-1(1)】 経営理念等や経営戦略、経営計画
企業理念を「良いものをより安くより便利にサービスの流通創造を通して人々に感動と喜びを提供しよう」と規定し、有価証券報告書やコーポレート・ガバナンスに関する報告書、コーポレートサイト等に掲載しております。

【原則3-1(2)】 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する報告書にコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を掲載しております。

【原則3-1(3)】 取締役の報酬決定の方針と手続き
取締役の報酬等の額のうち、固定報酬については、平成22年6月29日開催の第15回定時株主総会において、年額総額は200百万円以内とする旨決議されており、この範囲で、事前に社外取締役に対して具体的な報酬総額の算出方法等を提示し、同意を得たうえで、社長・副社長による報酬検討会にて個別の報酬額を決定しております。
取締役の報酬等の額のうち、変動報酬については、平成28年6月29日開催の第21回定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、上記の固定報酬とは別枠で、3事業年度で200百万円を上限として金銭を拠出する旨決議されており、各取締役の分配に関しては、この範囲で、別途役員株式給付規程で定めております。

【原則3-1(4)】 取締役・監査役候補者の指名の方針と手続き
【補充原則4-11(1)】 取締役会の構成
役員候補者は人格・見識に優れていることを前提に、社外役員には法律・財務会計・会社経営・政治経済情勢・リスク管理等の知見を有する人材をバランスよく選定しております。また、役員の人数は事業規模に合った人数として、実効性があり、かつ活発な議論ができる適正な人数としており、現在は取締役7名（うち社外役員2名）、監査役4名（うち社外役員3名）の体制としております。
取締役候補者は事前に社外取締役へ推薦理由や略歴等を提示し、同意を得たうえで取締役会にて決定しております。また、監査役候補者は、事前に監査役会へ推薦理由や略歴等を提示し、同意を得たうえで取締役会にて決定しております。

【原則3-1(5)】 取締役・監査役候補者の選任・指名についての説明
取締役・監査役候補者の選任・指名を行う際には、社内・社外役員ともに招集通知に選任・指名理由を掲載しております。

【補充原則4-1(1)】 経営陣に対する委任の範囲
当社は、法令に準拠して「取締役会規程」に「取締役会に付議すべき事項の基準」を制定し、取締役会において審議する内容を定めるとともに、その他については「職務権限及び業務分掌規程」に基づき、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。
具体的には、株主総会付議事項等の会社法に定められた重要事項及び経営戦略・経営計画等の経営の基本となる事項等については、取締役会で決定しております。その内容に基づく個別の業務執行に関する決定は、その業務を担当する各取締役に委任しております。委任内容については、権限規程において範囲を明確にしております。
なお、代表取締役社長の意思決定を円滑かつ的確に行うため、主要な取締役及び常勤監査役で構成される経営会議を設け、取締役会決議事項を含む業務執行上の重要事項を審議しております。

【原則4-8】 独立社外取締役の有効な活用
独立社外取締役を2名選任しており、独立社外取締役相互間、および監査役会とも定期的に意見交換を行い、取締役会以外の機会においても

適宜取締役へ意見を述べております。経営陣との連絡・調整は経営企画室が、監査役会との連絡強化を常勤監査役が調整しております。また監査役は社長との意見交換会を行っております。

【原則4-9】　独立性判断基準
当社は東証の定める基準に準拠し、以下のa～lの各項目に過去・現在・最近において該当しないことを独立性判断基準としております。
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

【補充原則4-11(2)】　取締役・監査役の兼任状況
招集通知に重要な兼任状況と主な活動状況を毎年開示しており、適正な兼務範囲であることや、取締役会での役割・責務の遂行状況を適宜確認しております。

【補充原則4-11(3)】　取締役会の実効性評価
当社は毎年、各取締役による取締役会の実効性評価について取締役および監査役に対してアンケート調査を実施し、評価および分析結果を取締役会に報告しております。
平成29年3月期の取締役会の実効性については、「取締役・監査役自身の職務執行に関する事項」「取締役会全体の実効性に関する事項」「取締役会・監査役会の構成に関する事項」「取締役会の運営状況に関する事項」「取締役会の審議に関する事項」「取締役・監査役への支援に関する事項」等についてアンケート調査を実施し、平成29年3月開催の取締役会で評価および分析結果を報告しております。
昨年度に比べ、監査役会と社外取締役の連携が強化された点などを改善評価しておりますが、より一層取締役会の実効性を高めるべく、必要な施策を適宜検討・実行してまいります。

【補充原則4-14(2)】　取締役・監査役に対するトレーニングの方針
定期的に執行役員を含む経営陣との情報交換会や事業部責任者が戦略を表明する場への参加を通じて、継続的に企業理念および事業戦略の共有を図っております。
企業価値向上のための企業経営のみならず、法令やコンプライアンス等の業務知識を習得するための外部研修・セミナー情報を定期的に案内し、参加の機会を設けております。
専門的知見の聴講により、世界の政治経済情勢を把握する機会を定期的に設けております。
さらに、新任取締役・監査役就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する説明の機会を設けることで、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような情報提供を行うこととしております。

【原則5-1】　株主との建設的な対話に関する方針
機関投資家との対話（面談・電話会議等）は、代表取締役社長または経営企画室担当役員が行っており、第2四半期決算及び決算発表時に説明会を実施しております。
個人投資家との対話（電話・メール等）は、経営企画室内のIR担当が行っており、株主総会終了後には株主に対し、経営近況報告会を開催し当社経営戦略の説明に努めるとともに意見交換を行っております。
ホームページ上にて当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくようなIR情報の発信を積極的に行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社パソナグループ	22,302,600	55.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,150,700	2.84
白石　徳生	1,050,400	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,022,900	2.53
GOVERNMENT OF NORWAY	795,200	1.97
伊藤忠商事株式会社	613,800	1.52
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A／C UK LONDON BRANCH CLIENTS－ UNITED KINGDOM	600,000	1.48
TMAM－GO JAPAN ENGAGEMENT FUND	402,600	1.00
東京海上日動火災保険株式会社	400,000	0.99
株式会社日立製作所	400,000	0.99

支配株主（親会社を除く）の有無	―――

親会社の有無	株式会社パソナグループ （上場：東京） （コード） 2168

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

株式会社パソナグループは2017年9月末時点で当社の議決権の55.13%を保有しており、親会社に当たります。当社は同社との間において取引を行う場合、第三者との取引を勘案して適切な取引条件とすることを基本方針としており、少数株主を害することの無いよう適切に対応しております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、株式会社パソナグループを中核とした人材関連事業中心の企業グループにおいて、専門性の高いアウトソーシング事業を独自に業務展開しております。株式会社パソナグループは当社筆頭株主であり、また、人的には当社取締役7名のうち同社の取締役を兼ねる者が1名おります。役員の兼務、サービスの相互提供等、ビジネス上の交流は行っておりますが、事業運営については独立した運営を行っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久保　信保	その他											
濵田　敏彰	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久保　信保	○	―――	長年に亘る行政庁での勤務実績により豊富な経験と幅広い知識を有しており、それらを当社の経営に反映していただけるものと考えたことから社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素」に該当しないことから、独立役員として指定しました。

濵田　敏彰	○	―――	長年に亘る行政庁での勤務実績により豊富な経験と幅広い知識を有しており、それらを当社の経営に反映していただけるものと考えたことから社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素」に該当しないことから、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から会計監査計画の説明を受け、協議を行うと共に四半期決算毎に監査に関する説明を受け意見交換を行う等、緊密な連携を保って監査業務を遂行しています。

また、当社の内部監査部門である監査部は、社長の直轄組織として、他の管理部門や業務部門から完全に独立した立場で監査し、社長、監査役、監査役会に対し内部統制の状況および改善策について直接報告する体制を構築しています。監査役会に、監査部長も出席しており、内部監査の実施状況、その監査結果の報告を行う等、緊密な情報交換により、的確な監査役監査が図られています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤　佳男	他の会社の出身者			△	△									
藤池　智則	弁護士													
中川　惇	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤　佳男		元株式会社パソナ常勤監査役であります。	これまで培ってきた経験等を当社監査体制の強化に活かし、客観的立場からの当社の経営を監査することが期待されることから社外監査役に選任しております。また、株式会社パソナグループによる持株会社体制への移行に伴い、株式会社パソナが所有していた当社株式は平成20年３月１日に全て株式会社パソナグループに承継されました。本経緯に鑑み、株式会社パソナの業務執行者および監査役であった同氏については、「過去における上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役」および「上場会社の親会社の監査役」と記載しております。
藤池　智則	○	―――	弁護士としてこれまで培ってきた経験等を当社監査体制の強化に活かし、客観的立場からの当社の経営を監査することが期待されることから社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素」に該当しないことから、独立役員として指定しました。
中川　惇	○	―――	これまで培ってきた豊富な経験等を当社監査体制の強化に活かし、客観的立場からの当社の経営を監査することが期待されることから社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素」に該当しないことから、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成28年6月29日開催の第21回定時株主総会において、中長期的な業績並びに企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的として、業務執行取締役に対し業績連動型報酬制度の導入を決議しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成29年３月期における当社取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりでございます。

■ 取締役報酬　取締役 6名　128百万円
■ 監査役報酬　監査役 4名　20百万円

(注) 上記の他、無報酬の役員は、取締役4名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額のうち、固定報酬については、平成22年6月29日開催の第15回定時株主総会において、年額総額は200百万円以内とする旨決議されており、この範囲で、事前に社外取締役に対して具体的な報酬総額の算出方法等を提示し、同意を得たうえで、社長･副社長による報酬検討会にて個別の報酬額を決定する方針です。
取締役の報酬等の額のうち、変動報酬については、平成28年6月29日開催の第21回定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、上記の固定報酬とは別枠で、3事業年度で200百万円を上限として金銭を拠出する旨決議されており、各取締役の分配に関しては、この範囲で、別途役員株式給付規程で定める方針です。

監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された年間上限額50百万円の範囲内で、監査役の協議を経て決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役からの意見並びに指摘事項に関しては、経営企画室が適切に対応しております。
社外監査役からの意見並びに指摘事項に関しては、監査部と経営企画室が連携して適切に対応しております。

2. 業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要)

(1) 当社取締役会は、経営意思決定の機動性と監督機能の強化を重視し、取締役7名 (内、常勤取締役3名、社外取締役2名) で構成され、毎月1回の定例取締役会以外にも、適宜臨時取締役会を開催し、経営の意思決定を行っています。また、当社の取締役の任期は1年であり、経営環境の変更に対応し得る経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にしております。

(2) 業務執行においては監督と執行の分離を進め、執行権限の委譲に伴う業務の迅速化を図るため執行役員制を導入しております。また、原則として毎週、常勤取締役および役付執行役員で構成される経営会議を開催し、日常業務執行の重要事項の審議或いは取締役会付議事項の審議･報告等を行っています。

(3) 監査役会は監査役4名 (内、常勤監査役1名) で構成され、毎月1回監査役会を開催し、監査役と社長の意見交換会を行い経営執行の監視をしております。監査役会を構成する監査役は、経営執行の監視を監査部と密接に連携して実効性のあるものにしており、また、会計監査人とも連携を取り、監視をしております。
社外監査役のうち1名は弁護士であり、法令面からの監査を強化しております。

(4) 社長直轄の監査部が内部監査規程に基づき、法令および社内諸規定の遵守状況を監視し、業務上の不正･過誤による不測の事態の発生を防ぐとともに、業務の改善と経営効率の向上等を目的として内部監査を実施しております。

(5) 有価証券上場規程第436条の2第1項に規定する独立役員として、社外監査役から2名、社外取締役から2名の計4名を選任し、届出を行っております。

当社は金融商品取引法に基づく会計監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結し、それに基づき報酬を支払っております。
有限責任監査法人トーマツおよび当社監査に従事する業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

平成29年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

■ 業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員：高木政秋氏、草野耕司氏
(注)継続監査年数については、7年を超えておりません。

■ 会計監査に係る補助者の構成
公認会計士　4名、その他　6名

3. 現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

経営意思決定の監督機能強化の面から、当社では社外取締役2名 (2名とも独立役員) を選任しております。さらに、取締役の任期を1年とすることで取締役の経営責任を明確にし、ガバナンス機能を強化しております。
また、経営執行の監査･監督面から、当社では監査役会設置会社体制を採用しております。各監査役は取締役会や経営会議等への出席を通して取締役の職務執行監督状況を監査するとともに、監査部や会計監査人とも適宜連携することで、厳正な監査を実施しております。加えて、当社監査役4名のうち3名が社外監査役 (うち2名は独立役員) であることから、客観的立場での経営の監視･監督機能の整備･強化を期待でき、健全なガバナンスを確立し得るものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
招集通知（要約）の英文での提供	平成28年より、招集通知を作成する際には議決権行使に係る重要な記載事項の一部を英訳し、TDnetや自社ホームページに掲載しております。
その他	株主総会の開催に際し、招集ご通知を個別配送すると共に、決議ご通知や議決権行使結果とあわせてホームページ上で開示し、株主へ広く周知しております。また、平成17年6月より、株主総会終了後に株主に対し、経営近況報告会を開催し当社経営戦略の説明に努めると共に意見交換を行っています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び決算発表時に説明会を実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料および各種プレスリリース等を掲載。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室内に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は企業理念（スローガン）を、「良いものをより安くより便利にサービスの流通創造を通して人々に感動と喜びを提供しよう」と規定し、顧客重視を明確にしています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページに、経営情報の開示及び新しい顧客サービスの導入につき、積極的にリリースしております。

その他	＜ワーク･ライフ･バランス／ダイバーシティの推進について＞ 当社では、社員一人ひとりが仕事と子育てや介護を含めた様々なライフステージにおいても、生活全体の調和を図り、全ての社員がその保有能力を十分に発揮できるよう環境を整備しております。メリハリのある働き方、働きやすい環境の整備を目指しスーパープレミアムデーなどの有給休暇奨励制度やノー残業デーを実施。またダイバーシティのさらなる促進を目的として「短時間勤務」、「在宅勤務」を制度化、さらに育児休業中の社員へのサポートとして「育児コンシェルジュ」、「職場復帰プログラム（wiwiw）」を提供するなど多様な制度を設けております。 また、次世代育成支援について貢献する企業となるための様々な行動計画を策定･実行しており、子育てサポート企業として、くるみんマークの認定も受けております。 ･役員に占める女性の割合：27.27%（提出日時点） ･全管理職に占める女性の管理職の割合：約36% ･社員全体に占める女性の割合：約64% ･女性社員の出産後の復職率：約89% ※役員以外については株式会社ベネフィット･ワン単体の数値（2017年9月末現在） ＜健康経営について＞ 当社では「従業員行動指針」に則り、社員が安心して働ける環境を整備し、社員自身が心身ともに健康で、何事にも情熱をもって挑戦し続けられるよう様々な制度を導入しております。社員のヘルスリテラシー向上のため、「健康ポータルサイト」を導入し、健康に関する情報の発信や、健康診断の結果を経年管理しております。また、社員ひとり一人の健康増進をサポートする仕組みとして「健康ポイント」を導入し、ウォーキングチャレンジや毎日の生活習慣をチェックする生活習慣チャレンジなどを実施し、楽しく健康になれるような取り組みを進めております。 今後も当社では、社員ひとり一人が、健康に活き活きと活躍できるよう、健康サポートを整備すると共に、当社の事業により健康で明るい社会を創れるよう、働く人々をサポートして参ります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

⑴ 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、健全な企業経営を目指すうえで、内部統制システムの整備･向上とその運営の有効性確保が肝要であることを認識し、当社の事業の特性及びそれに起因するリスクを考慮しつつ、効率的で適法な経営活動を推進するべく、グループの行動規範を定め、これに基づく人材の育成及び業務執行の適切な監督の仕組みにより、健全な企業風土の醸成に努めています。

⑵ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[体制]

1) コンプライアンス･マニュアルを制定しグループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止します。

2) 業務執行にあたっては、取締役会及び経営会議で審議したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。

3) 当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視･監督機能を強化します。

[整備運用状況]

1) コンプライアンス･マニュアルは法令や事業内容の変更を鑑み適宜見直しをしており、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトに掲示し、周知徹底しております。また、全役職員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。

2) 取締役会規程、組織規程及び経営会議運用細則の規定に従い、適切に運用しております。

3) 当社と利害関係を有しない社外取締役2名を選任し、取締役会において倫理性･適法性を含む多様な視点で議論を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[体制]

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び関係規程に従い、各担当部署で適切に記録し保存及び管理します。

[整備運用状況]

前述②[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[体制]

1) 当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント基本規程に従ってリスク管理の責任部門を明確にし、担当役員を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置することで、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止するとともに万一発生した場合の被害の極小化を図るものとします。また、子会社のリスク管理については、関係会社管理規程に従って当社との間に経営管理契約を締結し、事前協議を必要とする重要事項を規定するとともに、重要な事実が発生もしくは発生することが予想される場合には速やかに当社に報告することとし、当社にて一元的にリスク管理を行います。

2) 当社は、常勤役員及び各業務執行の責任者が出席する経営会議を原則毎週開催し、収益状況とリスク情報の早期把握と迅速な対応に努めるとともに、そのうち重要なものについては取締役会で報告することとします。

3) 監査部にて、内部統制の有効性に関する監査を行います。

[整備運用状況]

1) 前述③[体制]1) に記載のとおり、リスクマネジメント基本規程及び関係会社管理規程に従い、リスク管理を行っています。なお、リスクマネジメント委員会は毎年1回の開催を原則としつつ、必要に応じて適時開催しております。

2) 経営会議を原則毎週開催し、各業務執行責任者から収益状況やリスク情報の報告を受け、迅速な対応をとるとともに、重要なものについて取締役会で報告しています。

3) 監査部は、内部統制の有効性について監査を行うとともに、結果を取締役会で報告しています。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[体制]

1) 取締役会規程において取締役会での決議事項及び報告事項を明確に規定するとともに、職務権限及び業務分掌規程により決裁権限を明確にします。

2) 関係会社管理規程に基づき当社と子会社との間に経営管理契約を締結し、事前協議を必要とする重要事項を規定します。そのほか、重要な事実が発生もしくは発生することが予想される場合には速やかに当社に報告することとします。

3) 当社は、常勤役員及び各業務執行の責任者が出席する経営会議を原則毎週開催し、収益状況とリスク情報の早期把握と迅速な対応に努めるとともに、そのうち重要なものについては取締役会で報告することとします。

[整備運用状況]

1) 取締役会規程、職務権限及び業務分掌規程、関連規程に従って運用しており、重要事項については慎重な議論を図りつつ、権限委譲されている事項については迅速な意思決定を行い、効率化を図っております。

2) 関係会社管理規程に基づき子会社各社との間に経営管理契約を締結しており、経営企画室を子会社統括の責任部門として、子会社の機関決定を事前に協議し、子会社の経営状況を把握しております。

3) 前述④[体制]3) に記載のとおり整備し、運用しております。

⑤ 当社の使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[体制]

1) コンプライアンス･マニュアルを制定しグループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止します。

2) 常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社におけるコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内の啓蒙･教育等の施策に係る事項を取り決めることとします。

3) 内部監査規程に基づき、社長直轄の監査部が当社及び子会社の業務が適法に運営されていることを監査します。

4) コンプライアンス･ホットライン規程に基づき、内部通報制度を運用し、グループ内の法令違反、社内規程違反及び倫理違反等の行為を未然に防止または中止させ、もって当社グループの組織運営の健全性･適法性を確保します。

[整備運用状況]

1) コンプライアンス・マニュアルは法令や事業内容の変更を鑑み適宜見直しを実行しており、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトに掲示し、周知徹底しております。また、全役職員を対象にコンプライアンス研修を毎年1回実施しております。
2) コンプライアンス委員会を原則として毎月開催し、当社及び子会社のコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内啓蒙施策等の取決めを行っております。
3) 前述⑤[体制]3) に記載のとおり整備し、運用しております。なお、監査にあたっては資料のチェックに加えて事業責任者等への個別面談を実施しております。
4) 内部通報窓口は社内担当部門のほか、社外の弁護士事務所でも受け付ける体制を整備し、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトで制度告知を行うとともに、コンプライアンス研修等で通報先の周知を行い、内部通報制度の有効活用を図っています。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
[体制]
前述①～⑤に記載の事項に加え、当社から子会社に取締役または監査役を派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営状況を把握し、適正な業務運営を確保します。
[整備運用状況]
前述⑥[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
[体制]
1) 常勤監査役が監査部と連携し、効果的な情報収集及び監査を行います。
2) 監査役会の要請があった場合には、専任または兼務の使用人を配置するものとし、配置にあたっては、人数等配置の具体的内容に関して監査役会の意見を十分考慮します。
[整備運用状況]
前述⑦[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
[体制]
前項の使用人及び監査部の使用人の人事に関しては監査役会の事前の意見を得るものとし、取締役会はこれを尊重します。
[整備運用状況]
前述⑧[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

⑨ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制並びに当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制
[体制]
1) 常勤監査役が出席する経営会議を原則毎週開催し、当社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の経営状況、財務状況、コンプライアンスに関する事項、内部統制に関する事項、その他事業上の重要事項について監査役に報告を行います。また、監査役会においても、定期的に各事業部責任者に出席を求め、業務執行の状況及び事業上の重要事項について監査役に報告を行います。このほか、監査役会と社長及び取締役が適宜協議を行い、監査役への必要な経営情報及び営業情報の提供を行います。
2) コンプライアンス・ホットライン規程に基づき内部通報制度を運用し、グループ内の法令違反、社内規定違反及び倫理違反等の行為を未然に防止または中止させ、もって当社グループの組織運営の健全性・適法性を確保します。また同規程において、内部通報者に対し、内部通報したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定します。
[整備運用状況]
前述⑨[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理の方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
[体制]
1) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行います。
2) 監査役会規程及び監査役監査規程に基づき、実効性のある監査を行うものとします。また、監査部長が監査役会で定期報告する等密接な連携関係を構築し、会計監査人とも定期的に協議を行い、効率的かつ有効な職務執行を確保します。
[整備運用状況]
前述⑩[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

⑴ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社及び子会社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力対策規程及びコンプライアンス・マニュアルに具体的指針を規定します。

⑵ 反社会的勢力排除に向けた整備状況
前述に記載のとおり整備し、運用しております。また、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトで掲示を行うとともに、コンプライアンス研修等を通じた周知徹底を行っております。平素より外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行い、社内体制の整備、維持を図っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社といたしましては、引続き株主の皆様やお取引先をはじめ、地域社会、社員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化･改善･整備しながら、コーポレートガバナンスを充実させていきたいと考えております。
また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下の通りです。

1．重要な会社情報の適時開示に対する体制
当社は、経営情報を統合管理する経営企画室を適時情報開示の責任部署としており、決算実務、有価証券報告書作成を取り扱う財務経理部と密接な連携を図ることで、早期且つ的確な開示を可能にしています。

2．社内の情報集約と統制
当社では、緊急時にその重要性のレベルに応じ担当役員、副社長、社長に情報伝達を行う体制を敷くと共に、定期的に会社内の情報を集約する体制を構築しております。
第一に、原則として毎週、常勤取締役および役付執行役員で構成される経営会議を開催し、重要情報を早期に把握する体制を取っています。
(事務局:経営企画室)
第二に、取締役会の開催･決議に関しても、情報開示担当役員が事前に議案の収集･一元管理を行い、開示の役割を担い、全体の情報集約とあわせ適切な開示に努めています。
さらに、毎月、部門責任者会議を開催し、各部末端までの営業情報･リスク情報の集約を行っています。
(事務局:総務部)

3．適切な情報共有と開示
経営企画室では、各情報について、適時開示に該当するかをチェックし、状況に応じて証券取引所に確認を行っています。
適時開示に該当する場合には、証券取引所との連携により適切な開示を行っています。
当社といたしましては、常に開示基準を明確に認識することと共に企業として開示を積極的に行うという強い姿勢を維持することが重要と考えており、今後もそのための努力を行う所存であります。

コーポレート・ガバナンス体系図

